(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新庄市大字福田字八幡原一九九番五から同県最上郡戸沢村大字古口字真柄三〇〇〇番五まで	前	Ａ　九・七五～一一・七〇	一二・一七四	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　二〇・〇〇～一九一・〇〇	一一・〇九六	
	後	Ｂ　二〇・〇〇～一九一・〇〇	一一・〇九六	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三一番六まで	前	Ａ　七・二〇～三三・二一	三・一〇三	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一四・一八～一〇四・五四	二・九九七	
	後	Ｂ　一四・一八～一〇四・五四	二・九九七	
大月市大月町駒橋字宮原一一三三番一から同市大月一丁目字宮原一一四三番一まで	前	三七・一八～七二・二〇	〇・〇三四	
	後	三九・一五～七四・五七	〇・〇三四	
大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三から同市大月町花咲字大曽根九三三番二まで	前	一四・一八～一〇四・五四	三・〇六一	
	後	一四・九四～一〇五・八〇	三・〇六一	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市駒橋二丁目字仲下四二二番三から同市大月町花咲字大曽根九三三番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日

○関東地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大月市大月二丁目字坂瀬六九八番一地先から同市駒橋一丁目字大原九一一番一まで	前	八・一三～九八・三四	一・四一一	
	後	〇・〇〇～〇・〇〇	〇・〇〇〇	
大月市大月二丁目字関屋六六二番四から同市駒橋二丁目字仲下四四二番一まで	前	〇・〇〇～〇・〇〇	〇・〇〇〇	
	後	二一・〇九～七四・五七	一・五一四	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
石川県鳳珠郡穴水町字此木壱一〇〇番一から同県羽咋郡志賀町徳田子一〇一七番六まで	前	一一・六五～四三四・〇〇	二五・八五二	
	後	一一・六五～四三四・〇〇	二五・八五二	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百七十号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
石川県鳳珠郡穴水町字此木壱一〇〇番一から同県羽咋郡志賀町徳田子一〇一七番六まで	一〇・五〇～七〇・六五	二五・八五二

四　指定する期日　令和八年四月一日

○北陸地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	石川県鳳珠郡穴水町字此木壱一〇〇番一から同県羽咋郡志賀町徳田子一〇一七番六まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月一日